

裁判員の意思決定過程における推定無罪原則の説示が与える影響  
- 法曹へのふるまい検討 -

立命館大学大学院  
応用人間科学研究科  
対人援助学領域  
障害・行動分析クラスター  
高山 知恵

本研究では、裁判員となる一般市民が意思決定過程において推定無罪原則が、有罪・無罪判断にどのように影響するのかまた、裁判進行過程でどこに影響を受け判断に至っているのかを実験的に行った。そして、裁判の進行過程で法曹がどうふるまうべきかを示唆することを目的とした。

本実験で扱う裁判内容には裁判の全過程が記されており、10段階に区切られていた。また、段階ごとに対応した質問紙を使用した。独立変数は、「推定無罪の原則」の説示の有無と、説示の提示タイミングであった。実験条件として4条件を設定した。従属変数は、各段階における有罪・無罪の判断と、その確信度であった。

結果と考察は、分析を3つに分けて行った。裁判員となる一般市民が刑事裁判で重要とされている「推定無罪の原則」の説示があることが有罪・無罪判断にどう影響するのかを仮説を立て、検討を行なった(分析)。分析ではすべてが仮説通りではなかったが、推定無罪原則の説示が有効であることが示された。

また個人が意思決定をする過程でどのように理由づけをしているかを確信度と自由記述と照らし合わせ検討し、また推定無罪原則の適用の検討を行った(分析)。分析では、第6段階以降(裁判の後半部分)で有罪・無罪判断また確信度に変容が見られた。つまり、裁判過程では被告人質問・検察最終弁論・弁護人最終弁論で何が話されるかでどんな心証を持つかで意志変容があることが示したが、これは法曹がその場面で裁判員をいかに説得できるか、主張に納得させることができるかによってその後の判断に影響を与えることができること示唆された。また、推定無罪原則の適用は最終選好で有罪を示していれば低く示し、無罪であれば高く示していた。

証人に関してもどのようにして心証を形成するのかを仮説を立て検討した(分析)。証人仮説では仮説通りに示した段階はすくなくかった。また被告人仮説では、多くの場面で仮説通りに示したと言えた。その信用評価の理由として多かったのが、矛盾点がないかや嘘を言っていないかを評価し、その評価が信用評価につながっていた。そして、分析被告人質問においては判断に影響されると示されたが、分析の結果から、被告人においてはさらにいかに矛盾点などを残さないように話をさせることができるかでその後の判断に影響を与えることが示唆された。